

## 11. 早期卒業について

優秀な成績で所定の単位を取得した学生には、早期の大学院進学等のため、3年次終了時点(3月末)で卒業を認め、学士号を取得できる早期卒業制度があります。

早期卒業を申請するためには、申請時に『**①2年次終了時の累積 GPA が 3.0 以上であること、および、②3年次演習を履修すること**』が要件となります。この要件を満たさないと、早期卒業申請をすることはできません。

### (1) 申請の手続

2年次修了後、3年次の履修登録に先立ち、「早期卒業申請書」を法学部窓口に提出してください。申請が承認されると、3年次での履修上限が解除され、3年次修了までに卒業所要単位を取得できるようになります。

### (2) 早期卒業の要件

以下に定める基準をすべて満たしている場合、早期卒業が認められます。

- ①3年次終了時までに卒業所要単位(132単位以上)を修得していること。
- ②卒業所要単位(132単位以上)のうち、9割以上がA評価以上であること。
- ③入学時から3年次終了時までの通算した GPA が 3.0 以上であること。

ただし、前項の「A評価以上」には「R評価」、「(2018年度までの)S評価」及び「P評価」は含めない。  
また、GPAの算出には教職・資格科目及び留学中に履修した科目の成績は含めない。

### (3) 備考

1. 「②卒業所要単位のうち、9割以上がA評価であること」について、法学部の場合、卒業所要単位132単位×9割 $\div$ 118.8=119単位以上がA評価で以上であることが必須となります。要件を満たすことができるかどうかを確認するために履修計画書も併せて提出してください。
2. 上記要件を満たせなかった場合は、4年次に通常通り「進級」となります。その際、4単位の単位修得が必須となります(進級に関する規程を参照してください)。

優秀で意欲に溢れた多くのみなさんが、この制度を利用し、将来の目標のため、専門的研究などへのステップアップを早い段階ではじめる計画を立てられるよう期待します。

※法律学科法曹コースの早期卒業要件は別途定めます。